

議長	事務局長	次長	係長	書記

全員協議会要点記録

(開会中)

会議名	全員協議会		
開会日時	令和2年12月18日(金) 13時36分 開会		
	令和2年12月18日(金) 18時01分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	在籍者16名中、15名出席		
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治
	—	先川 和幸	児玉 史則
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—
	—	—	—
欠席議員	山根 温子	—	—
説明のため 出席したもの	職名	氏名	職名
	市長	石丸 伸二	副市長
	総務部長	西岡 保典	企画振興部長
	市民部長	宮本 智雄	福祉保健部長
	産業振興部長	重永 充浩	産業振興部特命担当部長
	建設部長	平野 良生	教育次長
	建設部次長	徳澤 政秀	総務課長
	危機管理課長	神田 正広	財産管理課長
	地方創生推進課長	高下 正晴	健康長寿課特命担当課長
	商工観光課長	松野 博志	商工観光課特命担当課長
	上下水道課長	聖川 学	財産管理課企画調整監

	上下水道課課長補佐兼水道係長	奥村 春義	危機管理課防災・生活安全係長	塙本 真樹
出席した事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	佐々木 浩人
	総務係長	國岡 浩祐	総務係主査	小島 佳宏
協議事項				<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議長あいさつ ・市長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症対策関係施策等の現状について (2) 安芸高田市国土強靭化地域計画の策定について (3) 財産区の課題と今後の方向性について (4) 安芸高田市市民モニターの募集について (5) 田んぼアート公園整備事業について (6) 広島県水道広域連携について (7) 株式会社道の駅あきたかたの決算状況の報告について (8) 都市計画法に基づく手続きについて ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種審議会・協議会の委員等選任について (2) 前期議会からの申し送り事項について ・その他

【開会前】

○石飛副議長

開会前ですが、皆様にお知らせいたします。

本日、全員協議会の撮影を許可しておりますので、お知らせいたします。

また、山根議員より、本日の全員協、欠席の届が出ておりますので、御報告いたします。

ここで皆さまにお諮りいたします。

本日の市長報告につきまして3件の追加がありました。1件目の「株式会社道の駅あきたかたの決算状況の報告について」、2件目として「都市計画法に基づく手続きについて」を受けることにし、3件目の「安芸高田市議会基本条例における市民に対する説明責任について」は会議規則第166条の項目に当てはまらないということで受けないとということに御異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

では2件について追加報告といたします。合計で8件となりますので、よろしくお願ひいたします。

1. 開 会 【13:36】

○石飛副議長

(開会・進行)

2. 議長あいさつ

○宍戸議長

(挨拶)

3. 市長報告等

○永井教育長

昨日、議会事務局を通して、議員の皆様方に報告をさせていただいております学校給食における事故報告について、今段階明らかになりました詳細の報告をさせていただきたいと思います。

給食を食べる予定がありました園児、児童、生徒を初め、保護者の皆様方、議員の皆様方、市民の皆様方に大変御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。内容でございますが、昨日、給食献立の一部に異物混入の可能性があるということを、給食センターから教育委員会に報告を受けました。それを受け、結果的には早い時間の発見ということで、実際には給食を予定していた子供たちへの給食をストップし、子供たちがその異物混入の可能性がある給食を食べるということには至っておりません。内容としましては、昨日は献立が、ご飯、牛乳、豆のサラダ、チーズ、ポトフということになっておりました。そのポトフに野菜等を入れるわけですが、その野菜をカットするスライサーにプラスチックのカバーがついております。そのプラスチ

ックのカバーの一部、大きさとしましては 3 センチ×2 センチ程度でございます。透明ということです。そのカバーが破損しているということに担当者が気付き、中止をしたということでございます。昨日の影響としましては、小学校が 8 校、中学校 6 校、幼稚園 1 園、保育所 5 園、計 20 施設で 2,333 食になっております。対応としましては、先ほども少し述べましたが、作業の中止を指示しまして、学校、保育所等への献立の配送を中止する連絡をする旨、指示をいたしました。一部、配送車が給食センターを出ておりましたが、この配送車についても引き返してもらい、食材を回収をしております。今後におきましては、いわゆるプラスチックのカバーを金属のようなカバーに変更できないか等を含めまして、早急に対応策を検討したいと考えております。いずれにしましても、予定していた給食を子供たちに提供できなかつたということで、深く反省をしておるところでございます。早急に改善策を検討しまして、このようなことがないように最善の注意を図っていきたいと考えております。様々、御心配をおかけしましたことをお詫びしまして、報告とさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

【暫時休憩 13：41～13：42】※教育長退席

○石丸市長

お忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。

まず、この報告を始める前に副議長にお尋ねします。先ほど、市長から報告 1 件追加で上がったものが、こちらで扱われないというお話をされたんですが、その根拠について、合理的な説明をお願いします。

○石飛副議長

では、今の市長への答弁ですが、安芸高田市議会基本条例における市民に対する説明責任についての追加報告案件、これは会議規則第 166 条の議案審査、市政運営、議会運営などについての報告事項に該当しないということで、追加案件としては議会としては受けないということに決定させていただきました。

○石丸市長

昨日、事務局長に見せていただいたこれ何になるんでしょうか。この書面は。この中には該当する項目だと私は認めたんですが、事務局長、これはどういうたてつけなんでしょうか。

○森岡事務局長

昨日御覧いただいたものは、議員必携にあります全員協議会の定義が書かれておるものでございます。その全員協議会の定義の中の項目がありますけれども、その中で、首長が報告等をできることの中の 1 つで、首長による事前説明及び意見の聴取というところがあります。この中には、首長の依頼を受けて議長が招集するもの、これが全員協議会でございますが、この目的は、首長が議会に提案予定の案件につ

いての事前説明を行う場合もあれば、行財政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した対外折衝関連事項等について意見を求める場合もあると、こういう書きぶりがございますということでござります。

○石丸市長

ですので、この議員必携でよろしいんでしょうか。

○山本（優）議員

議事日程に沿って議事を進めてください。

○石丸市長

いやいや。しかし、合理的な説明がなければ、これ正しい運営かどうか確認できないと思うんですが。

【暫時休憩 13：46～14：15】

（1）新型コロナウイルス感染症対策関係施策等の現状について

○西岡総務部長

（概要・詳細説明）

○金行議員

直接この報告とは違うんですが、現在、安芸高田市で患者さんは1人ですよね。正式には。ですが、問い合わせ事項とか、検査をされたというのは何人ぐらいいらっしゃるのか、その報告をしてもらいたいと思います。

○中村健康長寿課特命担当課長

ただ今の質疑に対してのお答えですが、1件、11月にコロナの女性の方が確認されました。その後、健康長寿課に対して、感染の拡大があるんだろうかというようなお問い合わせは、確かに3件あったと思います。感染がやっぱりみなさん拡大が心配だということで、ですけれども、すぐに保健所を中心に、濃厚接触の方の洗い出しをしていただいて、濃厚接触者の方もPCR検査は陰性ということで、次の日には確認できましたので、そのことを市民の方にお伝えしまして、安心はしていただいたと思っております。PCRの検査ですが、現在、症状がある方に対しては、かかりつけの先生、もしくは保健所を通じまして、検査を実施している状況です。数が把握できるのが、今お伝えしたような、かかりつけの先生と保健所を通じての検査件数しか、こちらでは把握できる状況にはなっておりません。と言いますが、10月ぐらいからだったと思うんですけども、各医療機関が直接検査ができるようになりますて、直接検査センターに検体を出されてる件数もあります。この件数は行政には入っておりませんので、把握できている数としまして、今、陰性と確認できている件数が90件あります。

○新田議員

2点ございます。今のアグリフーズさんのに関して、今回、様々な商工観光施設に関しては、コロナに対して手当が出ていたんですが、この決算も見させていただく中で、きちんと学校給食が一時停止しつたこと等も含めて、コロナ対策のそういう持続化給付金等が出ていたかどうか、市が掌握しているかどうか、そこがまず1点と、あと

先ほど課長がおっしゃった、ある程度の市内の病院に関しては、そういった抗原検査が恐らくできる状態になっているということで理解したんですが、結局、吉田総合病院が中核病院として様々な患者さんを受け入れるという体質には変わりないとと思うので、そういった看護師さんなり、医師なりが、きちっとそういった防護服も含めて、今後、恐らく広島市から広がってくる可能性があると思われるコロナ対策に對して、十分な準備ができているかどうか、再度確認したいんですが。この 2 点お願ひします。

○行森産業振興部特命担当部長

1 つ目の御質疑でございますけれども、アグリフーズに対しては、当初の観光施設等への支援の時に、支援ということはございません。それ以降もございません。ですが、会社として市の応援金の申請をいただいております。また、国の雇用調整助成金も申請されて、受給されていると聞いております。

○大田福祉保健部長

先ほどの、市内の中核病院である吉田病院についてでございますけれども、現在、発熱外来の対応であったり、実際にまだ準備中とは聞いておりますけれども、最悪の場合、病棟を閉鎖しても、安芸高田市に、もしそういう患者が出た場合において、対応ができる体制を整えていると、準備しているということと、看護師さんにつきましては、そういう状況になったときに、お手伝いできる看護師さんはということで、手上げ方式だそうですけれども、20 名程度確保しておられると聞いております。

○新田議員

看護師さんに関しては、元 OB の看護師さんなり、それも含めて全て、もし何かあったときには対応できますよということの理解でいいのかということと、アグリフーズに関しては、国がおっしゃる 2 分の 1、要は 50% を切った売り上げではなかったということで理解しとつていいですか。この 2 点お願ひします。

○大田福祉保健部長

申し訳ございません。看護師さんが OB である云々というのについては確認をしておりません。ただ、現在いらっしゃる看護師の方だと思っております。その中で、やはり御家庭であったり、御自身の待遇であったりというところの中で、やはり病院勤務が難しいという場合もあり得るだろうと思いますけれども、もし、そういう患者さんが増えた時に、私は献身的に手伝うよと言つていただいた方を 20 名確保していると聞いております。

○行森産業振興部特命担当部長

国の持続化給付金については、50% という要件がございます。それに申請されてないということについては、その 50% の要件を満たしてなかつたんだろうと思っております。

○山本（優）議員

これは、情報は県からでしか入らんのだろうと思うんですが、今、
でこの間も聞いたんですが、でコロナの患者が出

たという話が出たんですが、それについての情報は入っていますか。

○西岡総務部長

確かにそういった情報があるという部分は私も承っておりますが、市へはそういった部分では情報はございません。ということは、仮にあったとしても安芸高田市の住民ではないんだろうという解釈しかできないです。ただ実際には、そういった情報は、保健所から、県からはございません。

○田邊議員

先ほどの新田議員の質疑にちょっと続くんですけれども、看護師さんを20名以上、いわゆる通常以上の対応をされているということなんですけれども、そういった情報というのは、例えば市民の皆さんに発信はされているんでしょうか。

○大田福祉保健部長

先ほどお伝えしたことに、少し誤りと言いましょうか、誤解があつたので、御説明をさせていただきますけれども、20名を新たに確保しているという意味ではございません。要は、今いらっしゃる方が、病棟が閉鎖したりとかいうことになってくると、その方はその病院で勤務できない状態になる。それでも、そういう有事の際にはそのシフトに乗るよと言つていただいている方が20名いらっしゃるという考え方です。ただ、これを市民にお伝えするというよりは、吉田病院として地域を守るためにどういうふうにやっていくかというのは、吉田病院もステージを作られております。それは、病院の中で危機管理を考えておられます。その中で、どこの場面に今いるのか。今後はどういうふうにやっていくのかというのを検討されているということを御説明させていただきました。

○田邊議員

今、コロナがこういう状況で、地域でいろんなイベントが中止になつております。そういった中で、もし、クラスター等が発生したときに、どういう対応を地域でしたらいいのか、どういう対応をしてもらえるのかというのが分からぬという声をよく聞きますので、ぜひ、市としてはこう取り組んでますよというような情報発信ができるものがあれば、ぜひとも情報発信をしていただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○南澤議員

10ページにあります空間除菌機なんですけれども、今、保育所と放課後児童クラブに配備すべく猪注をもうかけてらっしゃって、既に配置を完了しているところもあるということだったんですけども、これは、小学校についてはどのような対応をされていますか。また、この優先順位が保育所から、今児童クラブへ來ると思うんですけども、どういう考え方でこういう順序で入れられているのかというのをお聞かせ願えればと思います。

○福井教育次長

すいません。このコロナ対策には明記しておりませんが、幼稚園等についても空気清浄機を導入させていただいております。また、小学

校につきましても、特別支援教室を含め、導入させていただいております。一般の教室については、導入したいところもありますが、それは学校の状況に応じて対応させていただいております。人数の少ない学校もありますし。クラスごとの単位で言えば。そういう状況につきましては、逐次学校と情報を取りながら対応させていただいているところです。

○南澤議員

今のお話を伺うと、まだ一般教室には入っていない。特別支援教室には入っているところもあるというようなことで理解してよろしいですか。

○福井教育次長

そのように理解していただければと思います。
であれば、在籍人数が多いのは一般教室のような気がするんですね。そちらより先に人数が少ないところをケアするというのは、どういう基準で、どういう考え方でそういう配備のされ方をしているのかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

○福井教育次長

学校におきましては、クラスについては吉田小学校とかそういった学校。中学校につきましても今回、クラスにつきましてはソーシャルディスタンスが取れるような環境、距離の中で教室を組み替えておりますので、基本的には 40 人学級、35 人学級というような人数につきましては、そういう配慮をしながら教室のほうで対応させていただいた経緯もあります。

○児玉議員

これは、現状についての報告だったんですが、これから、今広島市が非常に多く発生していて、人口当たりでみると非常に東京、大阪に次いで多いような状態になってますよね。これからクリスマスや忘年会、正月と非常に人が集まる機会が増えるわけです。そういう視点から考えると、密になる機会や非常に感染が心配なわけですが、今、安芸高田市としては、そういう移動の問題に関してはいろいろ規制がかけられてまだないですね。GO TO トラベルなんかですと広島市は対象から外してくれみたいなことになっていますが、今後、こういった人が集まる機会が非常に増えるわけですけれども、そういう視点から市民の皆さんに、これまでと違ったいろいろな傾向、注意事項とか、そういうことをアナウンスしていくというようなお考えはあるかないかちょっと伺ってみたいんですが。

○石丸市長

御指摘のとおり、そのように考えています。先日の一般質問でも、局面を見ながら with コロナ、この最適解を探していくとお話ししたところですけれども、実際、この資料でいきますと、全般にまたがるんですけども、もちろんの施策を市の独自策で打っています。それについても、今協議をしている段階です。現時点では従来どおりのまだ形を維持としているんですけども、日々、情勢が変わっていますの

で、適時適切に判断したいと考えています。

○行森産業振興部特命担当部長

商工観光課で出しておりますいろんな商品券、応援券等々につきましては、これは基本的には市民の方の御利用であります。市内で使えるというものですので、それはこれまでどおり利用していただいてよろしいかと思っております。また、応援券につきましては、食べて、飲んで、泊まって応援券。これは市外の方も活用ができますが、これはいろいろ活用されているところから聞いてみると、当日そこに行かれて、そこで購入されて利用されるというのが、これはほぼほぼそういう形の購入をされているということですので、券は全て完売してございますので、その辺については請々と感染防止をしていただきながら、市内で活用いただきたいと思っております。で、お得に旅行券でございます。これはまだ、販売数から言いますと、約2割が今販売しております。これは市民の方がいろんなとこへ旅行に行かれるという場合に使われる場合ですので、当面、昨日から1月の11日まで販売を停止をさせていただいていると。その後、それぞれ国、あるいは県等々の状況を見ながら、またその期間等の対応については検討をさせていただきたいと考えております。

○児玉議員

ぜひ、早いこと見直しというか、介護施設に勤められるとか、病院に勤められるとかというのは、もうほとんど飲む会には参加はされていませんよね。以前から。例えば、私事ですが女房が幼稚園に勤めるということで、女房までもピリピリしますから、私までも、「お父さん、なつたら困るよ」と言うんで、非常に家庭内まで今ピリピリピリピリしとんるんですが、そういったとこへ勤められると方と比べると、非常に一般の人というのはやっぱり意識がかなり甘いんじゃないかなと思うんですよ。そういう気持ちに市民の皆さんもやはりなっていかれないと、広島市が少ないんだったら問題ないと思うんですが、どんどんどんどん増えてきてている状況で、なおかつ安芸高田市内で勤められるとところによって非常に認識の違いが出ている。いわゆる危機感の持ち方の違いが出ているというのは、そこはやっぱり共有していかないと、いざ我々がなったときには、結局病院なんかにお世話になっていくということになると、やはりそこらとの共有というのは非常に大事だろうと思うんです。思われてる危機感の共有というの。そういう点をぜひ考えて、早めに先手で危機管理を考えていただきたいと思いますが、もう一度これからの方策についてお伺いしてみたいと思います。

○石丸市長

今、先手を打ってというお言葉を頂いたんですが、この先手が早すぎてもよくないというのがこのwithコロナ。非常に難しい部分かと思います。ですので、もう1回になりますが、適宜適切に、情勢を日々

見極めて判断していきたいと考えます。もちろん、後手に回ってはまずい、これは確かですので、そこは細心の注意を払って考えていきたいと思います。

○山本（数）議員

先ほど同僚議員が言われた部分でちょっと不明確なところがあったんで、ちょっと質疑をさせてもらうんですが、今の [] で起きとるんじゃないかと言う時に、もしなっとても市内の人でないんで報告がありませんということがあったんですけども、発症した場所が市内なら報告があつてしかるべきじゃと思うんですが、そこら辺はどうなつとるんかちょっと教えていただきたいですね。もう 1 点、今の学校、幼稚園、児童クラブと保育所の空間除菌機というのを設置したということを言われたんですが、小学校、中学校がどうなつとるんか言うたら、クラスで密にならんようにしてどうにかやつりますという話だったんですけども、この今のような状態じゃあ、いつ終息するかも分からんし、財源も伴う話になるんですが、計画的にやるというお考えはあるんかないんか。そこらをちょっと教えてください。

○西岡総務部長

1 点目です。ちょっと私の表現が悪かったんだろうと思います。基本的には、広島県は安芸高田市の住民がそういった陽性になった場合のみ報告をされることとなります。それ以外の部分については、報告は一切ないです。先ほど申し上げた、仮にあったとしたらというのがちょっと余分だったか分からんですが、そういった情報も入ってないのが事実です。

○福井教育次長

学校の今後につきましても、コロナの状況につきまして刻々と変わっている状況につきましては常に注視しながら、状況に応じた対応をさせていただくよう考えております。

○山本（数）議員

今、コロナが発生した場合の対応について、市民がなった場合だけということだったんですが、こここの町のど真ん中で、例えばこの市役所の中でなった者が市外の職員で、市外から通ようる職員で、ここの人間ではないんで、この事業所は発表せんという。ちょっと理解できん話なんですが。県へ、やっぱり市内の事業所であったら用心せにやいけんという状況もあるんでね。そういうところの解消はできんものでしょうか。

○米村副市長

まず、コロナウイルス関係の発生した場合、先ほど山本議員が言われた、どこかの安芸高田市内の事業所で発生したというのが、そこで分かったのか、たまたま家のほうで検査をして、こっちに来よる従業員がというのも、いろいろパターンがあるわけです。例えば、その人が仮に広島市内の方で、陽性が分かった。そうすると、広島市の保健所になりますけれども、そこが追跡をします。最大 2 週間接触した方が、まずはマスクをしとったかどうか。さらに、マスクをしとらんか

ったら、1メートル以内で15分以上とか、それによって濃厚接触者というのを判定します。その判定をしたときに、その人が安芸高田市内の事業所に、工場に行きよったとしまして、その人がどういった接触の仕方をしたかということで濃厚接触かどうかというのを判定します。その濃厚接触として判定された方が安芸高田市内の方であれば、そこで検査をします。すぐ。濃厚接触者がおればですね。そこで発生すれば改めて。濃厚接触の段階では公表しませんので、あくまでも濃厚接触を追っかけていって、把握して、その検査をすぐにやります。そこで発生してくれれば、さらにその濃厚接触者から陰性者が出てくるんですから、今、山本議員が言われますように、ここでたまたま従業員として働いとて、周りにおったからといって、それが安芸高田市内ということで、すぐに公表というのは判断もなかなか難しいところがあるんですけども、そうやって公表することはなかなか難しいと思います。例えば、よく病院とか、そういった医療機関とかで患者さんとか出入りされる方が多いところなんか、以前三次のほうであったですけれども、そういった拡大する可能性が高いところについては公表することがございますが、基本的にはそういった感染ルートが確定しとれば、そこまで公表まではしないというのが、安芸高田であろうと取り扱いは同じと聞いております。

(質疑なし)

【暫時休憩 14:52~14:52】

【休憩 14:52~15:05】※説明員入替

(2) 安芸高田市国土強靭化地域計画の策定について

- 西岡総務部長 (概要説明)
○神田危機管理課長 (資料により説明)
○田邊議員 すいません。いくつか聞きたいことがあるんですけども、まず、概要というのはこの最初の1枚だけが概要で、こちらはもう本文と考えてよろしいんでしょうか。
○神田危機管理課長 概要版がA3版の1枚物でございまして、今ホッチキス止めがしてありますけれども、A3版の次のA4版の部分。これが本編でございます。
○田邊議員 これを昨日ずっと読んでいたんですけども、危険なこと、リスク等は書いてあるんですけども、じゃあ、それに対しての対策というのは意外と書いてないなという印象なんですが、それはこれから考えていくものという認識でよろしいでしょうか。

- 神田危機管理課長 これは最初の説明でも申しましたように、それぞれの計画の指針というものになります。細かいところにつきましては、それぞれの部署で判断していくことになろうかと思います。
- 田邊議員 最後にもう 1 点お聞きしたいんですけども、これをずっと読んでみたんですが、いろんな災害でいろんなリスクに係るリスクシナリオの部分に病院についての記載がないなという印象なんですが、例えば入院されている方とか、災害時に持病があって薬を飲んでいる人がどう対応しているとか、アレルギーの方の食事とか、備蓄ですね、病院施設そのものをどう守るかというものが一切書いてないなという印象なんですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。
- 神田危機管理課長 この計画が全てではございませんので、これから県や国などの指導も仰ぎながら、あるいは市の実情も見ながら、今議員から頂いた御意見も踏まえながら、必要がございましたら適宜修正をしてまいりたいと、毎年度考えていきたいと思います。
- (質疑なし)

(3) 財産区の課題と今後の方向性について

- 西岡総務部長 (概要説明)
- 稻田財産管理課長 (資料により説明)
- 熊高議員 必要な流れは理解したんですけども、向原は規模も大きいということなんでしょうけれども、向原だけ違う形に移行するということなんですが、この辺の、それぞれ財産区の意向なんでしょうけれども、こういった流れについて、もう少し経緯をお知らせいただきたいと思います。
- 稻田財産管理課長 これまで、各財産区において財産区管理会、財産区議会、それとの方式について説明させていただく中で、向原財産区については、現在 12 人の議員さんがおられます。この 12 人を管理会になった場合には 7 人にしなければいけない。その 12 人を減らすということのほうがちょっと難しいと。それで財産区の意識の中で、向原については自らの財産を自分らで議決して守っていきたいという意識がありますので、その意識を尊重させていただきたいと思っております。
- (質疑なし)

【暫時休憩 15：24～15：25】※説明員入替

(4) 安芸高田市市民モニターの募集について

- 猪掛企画振興部長 (概要説明)
- 高下地方創生推進課長 (資料により説明)

- 南澤議員 インターネットでアンケートの集約をすることなんですかけれども、Google フォームとか SNS を使った形で集約していくのかなというイメージですが、大体そんな感じのイメージであってますか。
- 高下地方創生推進課長 今の想定では、今おっしゃっていただいた Google フォームを活用しようと考えております。それを活用しますと、入れていただいたデータがそのままグラフ化されたり、表になったりということで、非常に使いやすく、そのままの形で公表できると考えておりますので、それを活用する予定でございます。
- 南澤議員 続いてなんですかけれども、募集する人数というのはある程度あてがあるんでしょうか。何名ぐらいを募集される予定でしょうか。
- 高下地方創生推進課長 これは市民モニターということで、ある程度の母数がないと、それが正しく評価できるかどうかという統計的な数値があるかなと考えております。少しそのことについて調べまして、90%の信頼レベルを確保するというのが何人ぐらいになるか、安芸高田市の 28,000 人という人口でその人数を算定してみると、67 人という数字が出ました。ですので、67 人を目指してということではあるんですが、一応 100 人を目途として募集したいと考えております。ただ、これは多ければ多いほど良いものでありますので、あえて人数というのを示さずに募集をかけていきたいと考えております。
- 南澤議員 昨今、外国人の方も市民としてカウントされていると、増えてきてるかなと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。
- 高下地方創生推進課長 外国人の方であっても、市民モニターには参加していただきたいと考えております。区別をするということは考えておりません。
- 南澤議員 ということは、アンケートの表記が多言語化していく可能性があるということでおろしいんでしょうか。
- 高下地方創生推進課長 今は、それを最初からやるとは考えておりません。ただ、今後、質問の項目でそういう多言語化をしていく必要のある項目であると判断した場合には、そのようにしていきたいと思います。
- 新田議員 政策ももちろん大事なんですかけれども、今回、私も一般質問を市長にさせていただいたんですが、あわせて、過去、安芸高田市は市役所窓口満足度調査というのもやってますよね。最近、ちょっと見たことがなかったんですが、この辺も含めてされたらどうかなというの提案なんですが、もし、これは市長、お考えをお持ちであれば、聞かせていただいてもいいですか。
- 石丸市長 満足度調査という意味では、広くこの市民モニターが内包していくと考えています。
- (質疑なし)

【暫時休憩 15：33～15：34】※説明員入替

(5) 田んぼアート公園整備事業について

○石丸市長 (概要説明)

○佐々木商工観光課特命担当課長 (資料により説明)

○南澤議員 田んぼアート中止のことはよく分かりました。まず(2)の①、市財政への影響で建設費のところが書いてあるんですけれども、企業版ふるさと納税の寄附もある程度頂いているかと思うんですが、今このプロジェクトの財政状況というか、いくらのお金が入ってきて、どれくらい今使っていて、どれくらい残っているかということをちょっと教えていただけますか。

○佐々木商工観光課特命担当課長 昨年、企業版ふるさと納税を11社の企業から合計で8,160万円、こちらの寄附を頂いております。こちらの寄附額につきましては、昨年度の事業費、用地買収費、そして造成工事費、そういったものに充当をさせていただいております。

○新田議員 今後、可愛地域における公園整備ということで、大体外観は分かつたんですけども、地域の方への丁寧な説明が必要だと思うんですね。恐らく行政の方は、丁寧に何回も行かれていると思うんですね。その辺をどう理解を地域の方がしてくださるかというところを、まず1点お聞きさせていただきたいので、お願いします。

○佐々木商工観光課特命担当課長 これまで、地域のほうには田んぼアート公園整備事業に取りかかる前、そして造成工事に入る前には、地権者でありますとか、関係機関、そして集落の皆様に説明をしてまいりました。この度も全ての方にというわけではないんですが、関係者の方には事前にこういった方向になるというようなことは、内々に話を進めてきております。可愛地区的皆様に対しましては、今後、振興会の会長さんと相談をしながら、今の振興会の役員の皆様を中心に、そして地域への説明方法等についても会長さんを中心に話を進めていきたいと思っております。

○新田議員 大体分かりました。賛否両論あって、すごく楽しみにされていた方と、それから今作るべきではないとおっしゃる方と2つあったと思うんですね。そこをしっかりと丁寧に御説明いただいて、賑わいの場を作っていくということをもう1度、地域の方を中心にしてしっかりと訴えていただきたいと思います。後、これを支えるNPO法人への説明はどのようになっているかお伺いします。

○佐々木商工観光課特命担当課長 一般社団法人元就新城下への説明でございます。こちらに関しましても、今週の火曜日に理事会が開かれるということで、そちらにお邪魔をさせていただいて、説明をしてまいりました。市としましてはこ

ういった形で方向転換をするということをお伝えをしております。元就新城下としましては、これまで市と一緒に歩みをしてきていただいたわけですが、市の方針転換に対して一定の理解は示してはいただいております。今後、元就新城下としてどうされていくのかというの、今後理事会の中で方向性を決められると聞いております。

○芦田議員

先ほど説明で、可愛地区での田んぼアート事業を中止するというので、市内の他地域において場所の再選定を検討するということですけれども、先ほどのそこを中止するに当たって、コロナ終息の目途が立っていないこと、田んぼアート事業は市の財政負担が大きいこと、それとオフシーズンの観賞料の収入が見込めないことなどを挙げておられますけれども、それらが全然解決しないままで他の地域で実施することですか。

○石丸市長

芦田議員が御指摘のとおりで、これらの課題、容易には解決しないと考えております。ゆえに、この田んぼアートというものが、ほかですぐできるとまでは思っていません。現状を正直に言えば、全くどこでやるかというのは白紙の状態です。ただ、実際、植えてみて、絵を作つてみたというこの経験値はありますので、まだ相当に柔らかいアイデアでしかないんですが、どこかでこのせっかく得た知見を使えば、それこそこの町の賑わいにちょっとでも役立ってくれると考えています。

○芦田議員

今の点をぜひ検討しながら、そこを解決して前へ進めていただきたいのと、私は1度田んぼアート事業の一般質問のところでも提案させてもらったんですけども、郷野小学校の2階から、その裏側の田んぼが、ほとんどあまりお金をかけずにできるいい場所じゃないかと思って、その時点は小学校がまだ使われていたので、いろいろ検討から外されていたんだと思うんですけども、ぜひ、いろんなことを解決することと、金をかけずにやれる方法があれば、せっかく今までやつてきたことを生かしていただきたいと思います。

○石丸市長

この町、田んぼだけは豊富に、いろんなところにありますので、郷野小であったり、私はやっぱり芸備線の沿線であったり、いろんなところにチャンスがあると 생각ています。その意味では皆さんの地元、地域で、「ここは」というものがあれば、ぜひ御提案をいただきたいと思っております。

○秋田議員

市長から公表ということで、今日これを提案されたと。私は市民への周知ということでお願いの意見をさせていただきたいと思います。御承知のように、本当に关心が高い田んぼアート事業でございました。こういう状況になって、今日、報道関係の方もいらっしゃるんで、新聞には出ると思いますけれども、きちんとこの状況は、やっぱり市民

の方に周知していただきたいと。で、どういった方法を考えられておるか、もし意見があればお伺いしたいと思います。

○石丸市長

手順を、順番を踏むのが大事だと思いまして、今日、この場で先に議会にお伝えしている次第で、この後、直ちに市民へもしっかりとお伝えしていく考えです。方法としては、もちろんメディアに頼ったり、あとは市役所自身の情報発信ですね。こちらで取り組んでいきます。

○山本（優）議員

田んぼアート公園事業について、市長が中止という提案をされましたけれども、主な理由として財政が厳しいとありますが、ふるさと納税の目的税として8,100万いくらかもらってます。トータル、この事業は3億円ぐらいの予定をしておりました。約3分の1がふるさと納税ができるわけです。あとは、またこれからふるさと納税を頂くような体制にとつていただくことだと思っておりますが、それで、今後先行き不透明だから財政が厳しくなるという、そういう調査はされましたかね。どれだけ厳しくなって、絶対これは無理だというようなデータがあるのか。それとこの地域の人たちは、ものすごい期待をされとったわけです。土地も売却し、元就新城下のそこに関わろうという人たちの期待もものすごくあったはずでございます。そういう人たちとの交渉をまだせずに、中止を発表するのがいかがなものかと私は思うんですが、そのことについても伺いたいと思います。一番最後に方向性として書いてありますけれども、市内他地域において場所の再選定を検討するというような発想であるならば、なぜここではだめなのかと、今のところがだめなのかというようなデータをしっかりと出して説明しないと、地元の人たち、安芸高田市民、可愛地区の人たちは納得しないんじゃないかなと思いますが、その辺について説明を求めます。

○米村副市長

まず、財政への影響ということで、どのように推計、難しいかという御質疑でございますが、まず、先行きが見えてないので、試算すらもできない状況であるのは、どこの状況も一緒だと思いますけれども、細かい試算までは行っておりません。ほんまにこのコロナウイルスの先行きは全く見えないという状況でございます。それから、市全体の財政から言いましても、この田んぼアートを引き続き、企業版ふるさと納税等の収入についても不透明なところがございまして、なかなか伸びないであろうと。先ほどおっしゃいましたように、3億のうち1億程度事業は進めておりますけれども、それ以上のあと2億というものが確保できるかというのも不明な状況でございます。それから地元の関係でございますが、先ほど担当課長が申し上げましたように、地権者にもちょっと前ですけれども説明に伺わせてもらいまして、そちらの一定の御理解はいただいております。それから同じことにはなりますけれども、振興会等についても会長さん等については説明をさせて

いただいて、今後、末端のといいますか、支部等が近隣に、小さい支部が2、3ありますけれども、そちらの地元説明もやっていく方向で、今調整をしております。後で言いますと、元就新城下にも、先ほど課長が説明しましたように説明に伺わせて、私自らも行かせてもらっております。そこでは、市の判断についてどうこう意見というのではなくか言える立場ではないが、今日の説明は受けたと。「一定の」と先ほど言いましたけれども、決して理解をしたわけじゃないけれども、今後、田んぼアート等の関係でまた御協力いただくこともございますので、そこらはまた一緒になってできることがあれば、今からまた検討に入るところでございます。

○山本（優）議員

そしたら、この目的税でもらったふるさと納税の対応はどうするのか。目的税として使えないものの今後の対応についてと、それともう1点は、状況が見通せんのでしたら、中止じゃなくて延期という対応はとれなかったものか。2点について説明を求めます。

○米村副市長

まず1点目の、昨年度といいますか、さっき課長のほうから話があつたように11社から企業版のふるさと納税を頂いております。これについては先ほど言いましたように、造成で使わせていただいております。先ほどの関係者の挨拶といいますか、事前にといいますか、説明ですけれども、一昨日、こちらの企業版ふるさと納税をしていただいた企業さん2社、あと大口になりますけれども、県内の社長さんなり会長さんには私自ら出向きまして、ことわりのことは、謝罪はしております。返せまでとは言わんというようなことで、大変ありがたいお言葉を頂いとるわけですから、そこらの対応については、まだあと県内等でなかなか回つとらんとこがございますけれども、そこらについては謝罪といいますか、お詫びにはまいりたいと考えております。

○石丸市長

延期でなく中止にする理由なんですか、すいません。その1個前の御質疑、それに答えきっていなかったので、それと併せて御回答します。こここの場所がだめな理由、そこにつきます。何かというと、展望台を作らないといけないんですね。これが、ざっと試算して、あと3億かそれぐらいかかると。当初の計画より膨らみそうだというのが、実は見えていた状況です。ものすごく設備にお金がかかるんですね。そうしたときに、この1の(2)の③です。年間通じて稼げなそうなものなので、箱モノを作ってしまうと、そこが不採算事業。要是税金が吸われていってしまう事業になるので、これはやめたほうがいいだろう。そういう判断です。先ほどちょっと返したところなんですが、ほかの場所だったらいけるんじゃないかというのは、例えば学校の上とか、坂の、山の上とか、箱モノが、展望台がなくても見える場所になら田んぼアートを生かせる道があると思ってます。規模も今、

広大な 9,000 平米でしたっけ。大きい土地なんですが、そこまで大きくなくても、もうちょっと小さい、何なら個人の田んぼでも、「わしのところならやってもええよ」というぐらいの身近な、それこそ市民の方の思いで続けられるような事業のほうが、財政の負担が少なく、もっと言うと持続可能だと考えてます。したがって、今回のここでの、可愛地区での田んぼアート事業というのの中止としています。

○山本（優）議員

最後に言わせてもらいますけれども、4か月しかできんという結論ですが、この事業をやろうとするんだったら、1年間通して集客できるようなものを考えるのが行政の仕事じゃないんですか。1点だけで4か月で終わるからこの事業はやめますじゃなくて、1年できるものを考えるのが、事業の執行者の責任でしょう。それを、私は4か月しかできないんだからやめますというのはおかしいと思いますが、今後どんな事業を計画するんでも、そういう長い目を持ってから計画してもらいたいと思います。中止するなら中止でも、もう市長が決めとつてんじゃけえしようがないですけれども、そういう理由が、もう少し努力してできないというようなものを理由として挙げていただければよかったです。

○石丸市長

今、御指摘いただいたところが全くその通りです。非常にビジネスになりえない事業だと評価をしています。この田んぼアートというものがですね。どう考えても、これで年間人を呼ぶというのは難しい。つまり、違う何かが要るんです。おっしゃるとおり。だとしたら、あえてこれをくっつけなくとも、違う何かだけで生かしていく方が採算はいいと。田んぼアートは田んぼアートでまた別に生かしていく。無理にくっつけようすると、効率が落ちると判断しました。

○熊高議員

この件に関しては報告事項と言いながら、随分質疑がありますけれども、正副議長、これはここで全部議論するんですかね。それをまずお伺いしたいと思います。

○石飛副議長

質疑がなければ、ないと言ってください。それで止めていきますので。

○熊高議員

どこまで質疑をしてもいいんですね。それじゃあ。なんばでもしますよ。

○石飛副議長

これは報告案件ですので、要望であれば要望という形で止めていただけだと思います。

○熊高議員

確認をしたいと思います。10月まで田んぼアートの特別委員会で調査をしてきましたんで、その責任者としての確認もありますので、一定の方向転換をしたということで、報告を今日されたということで、それはそれとしていいと思います。当初は、来年度から2年間かけて見直しをかけるというような提案があって、少し早くそれが結論が出

たということで、それはそれとして、スピード感を持った市長の取組だから、一定の評価をしたいと思います。そのうえで、いろいろ今、意見が出ましたけれども、この中止をするということについての財源の問題、あるいは地権者の問題、あるいはこれまでの取組をした投資損失、こういったものをどこで整理をして出されるかということを確認したいと思います。

○石飛副議長

答弁を求めますが、これ以上の報告案件というか資料の提出はありますでしょうか。答弁を求めます。

○行森産業振興部特命担当部長

これまでの投資損失とおっしゃったと思いますけれども、とりわけ今回、造成工事等までさせていただいております。この造成場所については、先ほど来申し上げてますが、議員の皆さんからもそうでした。地域の皆さんからもそうでした。市民の憩える場、こういったものをしっかりと併設して作ってくれということもございました。先ほど説明の中で、田んぼアートの展望台等々については中止とするが、市民の憩える場所へとシフトチェンジして、皆さんに喜んでもらえるような施設を考えていきたいと。そういうところにしっかりと投資をさせていただきたいと考えております。

○熊高議員

だから、これだけの事業をいろいろ議論してきて、この1枚物で「はい、終わりました」ということにはならんでしょう。整理整頓をして、今後こういったことに対するんだということも含めて、これまでの整理に基づいていろいろ課題を整理をしながら、次に向かっていくというが必要でしょう。だから、これが悪いという意味じゃないですよ。やっぱり整理整頓をしながら次に行くと。まず、それが必要じゃないですかということを問い合わせておりますので、今後のこういった取組について考え方をお伺いしたいということです。

○行森産業振興部特命担当部長

熊高議員さんの御指摘、大変ありがとうございます。現段階でお示しできるものというものについては、こういった事業中止に伴う考え方等について本日説明をさせていただきました。今後は、こうした市民の憩える場というところの形が隨時できてくると思いますが、その辺のところで随时といいますか、タイミングを見て議員の皆さんにもお示ししたいと思っております。まだ具体的な形というものはできません。大枠の、市民の憩える場ということで、現在整理をしておるところでございます。

○熊高議員

ちょっと理解にずれがあるようですから。これからスタートしようとするわけですから、今までのいろんな整理整頓をしたうえで次にスタートすべきでしょう。そのためには、いつまでにこれまでの取組の整理をして、議会に示して、そのうえでこういった提案をされたことを順次していくんですよというようなことが必要じゃないですかと

ということです。手順がちょっと違うんじゃないですかということ。さらに詳しく言えば、元就新城下、あそこ辺りは投資もしたり、出資もしたり、いろいろ経費をかけてきたわけでしょう。民間として。そういった整理整頓はどのようにするのかというようなことも私は聞きたいと思うんですよ。だから方向転換するということに、私は異論を逆に持つてません。一定の取り組んできたことの整理をしたうえで次に行くべきじゃないですかということを私は申し上げとるんで、これは市長に聞いたほうがいいですかね。

○石丸市長

すいません。私の認識が及ばなくて。一定の整理というものが、いったいどのようなイメージを持たれているかが、ちょっとピンときていません。私からお伝えできることとしては、この田んぼアート公園整備事業は、可愛地区でのそれは中止となります、あそこの造成した土地は残っているので、まさに方針転換なんですね。上に造ろうとしてたのが、展望台、やぐらではなくなる。代わりに公園をそこに設けましょうというのが、ここに書いてあるとおりです。もちろん、見る予定だった田んぼ、これは使わなくなるわけなんですが、大部分、公園事業については継続と捉えていただいていいのかと思っています。その意味では、今までのこの事業をもう完全になくしてしまうというわけではありませんので、整理整頓と言われますと、収支報告みたいのをおっしゃってるんでしようか。

○石飛副議長

熊高議員にちょっとお尋ねします。確認事項でしょうか。それとも調査型の質問でございますでしょうか。

○熊高議員

市長がおっしゃったように、整理整頓というか、これまでの収支も含めて、基本設計とかそういったものの予算もついてきたわけでしょう。そういうものがなくなってきたりするわけですから、一定のその時点で止めたことに対するいろんなものが残っていますよね。その行使したものとか。そういうものを含めて一定の整理をすべきじゃないですかと。今市長が言われたように、公園のところはするから、こここの部分は今までの投資は生きてきますよと。ただ、この基本設計とかそういったものはなくなりますから、投資したけれども、要らなくなりましたから、無駄な投資でしたよというようなこともあると思うんですよね。そういう整理を執行部としてはすべきじゃないですかということです。

○米村副市長

ここに資料にありますように、まず、計画しとった展望台、屋台とかいうハード物はそこには作らないというのが中止という考え方です。ここに田んぼアート公園整備事業という表題になっておりますけれども、田んぼアートを見るための公園整備はやめると。下の(3)に書いてあるように、方針転換で、田んぼアートを見るための公園ではな

くて、市民の方々が憩える公園整備を検討していくということで、公園整備事業については継続と考えていただいて、田んぼアート公園というのの中止という理解をしていただきたいと思います。

○熊高議員

米村副市長がおっしゃったとおりです。そこは理解できてるんですよ。だから、そういうことをしたときに、いろいろ整理整頓すべきことがあるでしょう。例えば、元就新城下の皆さんには、先ほどもある程度話は聞いてもらったと言いますけれども、いろいろ投資をしたりとか、いろんなことで労力を使っておるわけですよ。そういうことは、どのように執行部として整理をするのか。あるいは、設計費用とかそういうものも途中で必要なくなるものもあるでしょう。だから、そういうものを一覧表として、やっぱり整理整頓して出していただかないと、これまで方向転換したことによって、「今までのことはどうなったんや」と市民に聞かれたときに、きちんと整理整頓したものを伝えるという、これは執行部がやってくれればいいんですよ。だから、少なくとも私たちも聞いてないと、その説明ができないということですから、そういう意味ですよ。

○石丸市長

今、理解できたと思います。税金の出と入りの話ですので、それは決算の御報告にもちろん含まれると理解しています。当然議会にも、それこそ議会にも御覧いただくもののはずです。

【暫時休憩 16:10~16:16】

○行森産業振興部特命担当部長

すいません。いろいろ御心配をおかけいたします。先ほど来、御質疑があることについては、るるタイミングを見計らないながら、議員の皆さんにもこういった場で状況報告はさせていただきたいと思います。また、決算関係、数字関係ですね。そういうものについても状況を見て、出されるときであれば、しっかりとそういう数字も出させていただきたいと思いますので、議長、副議長さんとも相談させてもらいながら、報告をさせていただきたいと思います。いずれにしましても、関係機関においては、まだ全て回りきってございませんので、その辺のところは、特に地権者、地元関係者、といったところについては振興会長を中心に、どういったふうに話をしているかということを詰めていきりますので、その辺はできるだけ早急にそういう場を設けたいと思いますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

(質疑なし)

【休憩 16:19~16:29】※説明員入替

(6) 広島県水道広域連携について

○平野建設部長 (概要説明)

○聖川上下水道課長 (資料により説明)

○南澤議員 水道インフラは、我々の暮らしに非常に大切なものです。別のところの事例で、水道インフラを民営化して、海外資本が入ってきてしまって、そこが水道料金を上げるような形になってしまって、もうコントロールが効かなくなってしまうという状況が一番怖い状況、避けなければいけない状況だと思っています。今回広域化することによって、そういったことが、安芸高田のコントロールが効かなくなるのが一番の懸念です。その辺りについて、しっかり慎重に、よく安芸高田のハンドルがしっかりと握れるような状況で広域化を進めてほしいうなというお願いになりますが、そのあたりをぜひ留意していただければと思います。

○米村副市長 実は、ここに赴任する前は、この推進しとる県の企業局におりましたんで、今の南澤議員の疑問といいますか、不安をできれば解消したいと思いますんで、ちょっとしゃべらせていただきます。外国資本ということが入って、過去にも海外で起きましたけれども、御安心いただきたいと思うのは、これは今から県が主体となりますけれども、水道企業団というのを作る予定にしております。ですから、海外から民間の企業がここを運営するようなことは一切ございません。これは安心していただきたいと思います。将来的に、さっきいろいろ水道料金の面とかいうことで、いいことばかり出りますけれども、これは本当に県のほうで細かく試算しておりますんで、そこも御安心いただきたいと思いますし、今の新しく 26 の浄水場を集約する、新しく作るものにつきましても、専門の技術を持ったものがいろいろ試算しとりますんで、そこらについてはこの計画でほぼいけると思いますんで、こちらで、市で判断した広域化への参加というの、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

○新田議員 1 点お聞きさせていただきます。副市長のほうがいいかなと思うんですが、未普及地域というのが、受益者の人口にして約 6,000 人いらっしゃると思うんですよ。安芸高田市内で。そこに關して広域化されたときに、今、実際に山水、もしくは井戸水を使って生活している、我が家もそうなんですけれども、そういう方々に対してこの広域連携をすることで、そこまで引っ張ってくるとか、そういった水道管を。そういうことの考えは、こういった議論の中に出てるか出てないか。その辺だけちょっと 1 点お伺いします。

○聖川上下水道課長 未普及地域解消についての御質疑でございますが、今、私が説明させていただいた、26 浄水場を集約するという中には、給水区域が隣接

しておるもの、また隣接していないもの、それぞれあります。簡単に言いますと、高宮町の原田と船佐中央という給水区域があります。その間が、それは隣接しておりません。そういったところについては、なにがしかの連絡管でつなぐことが、将来予測されます。その連絡管が通るところについては、まずは給水が可能になる部分というのは出てくると思います。そして、その給水区域より、要は遠方になるところについては、今度は市が独自で、市の負担で配水管を延長していくかなくてはいけなくなるんではないかと思います。広域化されたからといって、広域の企業団がすべてを背負って、配水管等の施設を整備していくのではなく、当面の間は、個別経理という形で、安芸高田市でかかった費用については安芸高田市が料金、もしくは一般財源で負担していくという形で、他市町の利益等を融通するということはしないという形でのスタートになりますんで、財政面、そして費用対効果、そういったどこも含めて整理をしていかなくてはいけないということで、全てが御期待に沿えるかというと、そうではないとも出でてくる可能性はあります。

○児玉議員

今の統合ですが、これ大体目途としていつ頃からスタートするという、統合の時期が分かれば教えてください。

○聖川上下水道課長

スケジュールなんですが、今年度、各市町がこういったふうに広域連携に参画する、しないという判断をする年度となっております。そして、令和3年度から準備組織として、先ほど副市長が言いました企業団というものを設立するための準備を行っていきます。そして、今の予定でいきますと、令和4年の11月を目途に企業団を設立して、令和5年から企業団での水道の経営という形になろうと思います。

○児玉議員

そうすると、令和5年からということになると、たちまち今の水道料金ですね。この運営経営面で見ると10年後、20年後というて書いてありますが、今のここの資金残高なんかも変化してくると思うんですが、料金が下がるということは現実的にはないわけですか。やっぱり。いくら統合しても。

○聖川上下水道課長

料金については、下がるということは、ほぼ考えにくいです。高騰するのを抑えるというイメージを持っていただいたほうがいいと思います。

(質疑なし)

【暫時休憩 16:41~16:42】※説明員入替

(7) 株式会社道の駅あきたかたの決算状況の報告について

○石丸市長

先日御報告したものに続いて、再び、地方自治法に基づく手続きで、

議会への未提出があったと判明しました。先般のアグリフーズと同様の事案です。改めて深くお詫び申し上げます。詳細につきましては、担当職員から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいいたします。

○猪掛企画振興部長

(概要説明・詳細説明)

○新田議員

商工観光課の以前の、私、恐らく質疑もさせていただいたと思うんですが、一般大手の企業、商社、それからフランチャイズを受けとる会社、もう当たり前だということを恐らく何回も言ってきたような気がするんですね。決算書を出して、初めてお互い信頼関係を結べるということも言ってきたと思うんですが、アグリフーズもそうだったし、こっちから言わないとできないなんかという形で思ってしまうというか、お互いにやっぱり信頼関係なんで、そこはやっぱり先ほど部長がおっしゃったチェックリストは必ずつけて、執行部だけが知つるんではなくて、議会に必ず説明すると。やっぱりそこに義務が発生するということをもう1度徹底しないと、多分これはなくならないと思うんですね。私たちも、以前いた民間の会社でも徹底して、決算書ができたらすぐ持つて行ってました。それぐらい大事なものなんですよ。信頼を取っていくということは。だから、それぐらいの思いがあるかないか、もう1回決意の思いを聞かせていただきたいと思います。

○石丸市長

今、新田議員に御指摘いただいたところですけれども、今回のこの不祥事、真摯に受け止めまして、以後、同様のことがないようにしっかりと徹底していきたいと思います。その徹底の仕方なんですけれども、手続きを確認する手順をよくよく見るというのは意外とできません。どういう時できなくなるかというと、形骸化したときなんですね。今回もこの道の駅あきたかた、なぜ決算書の存在が頭に浮かばなかつたかというと、モニタリングをしっかりとしようとしてなかつたからだと思います。アグリフーズも同様です。その経済主体から、企業から、3セクから決算書をもらってそのまま継じてしまえば、使い道がないので、誰に言う思いも出てこないんですね。じゃなくて、もらったら、まず自分が目を通す。そこに何が書いてあるはずだと。それこそ、執行部の仕事だと考えています。その意味では、根本に立ち返って、このモニタリングですね。関連団体への監視機能と。そこから徹底を図っていきたいと考えています。

○南澤議員

この場を借りてなんすけれども、議会事務局に、議会に提出しなければいけない決算書のリストを作つてほしいんですよ。いつ決算があつて、いつその決算書が見られるのか。というのが、私は今新人で入つたんですけれども、どの会社の決算書が議会がチェックしなければいけないか把握してないんです。なので、どちらがやるか分からな

いんですけども、リストアップしてもらって、

○石飛副議長

南澤議員さん。報告案件ですから、執行部に対する質疑ならよろしいですが、議会に対する要望であれば、全員協のその他の事項で要望を出していただければ思います。

○山本（優）議員

アグリフーズの時もそうですが、多分、引継ぎ書は正式に作られるんだろうと思います。その引継ぎ書には、引継ぐ人と引継がれる人と、係長なら係長が引継ぎ書を書いて、そしてその確認で課長、部長が判こを押しとると思うんですよね。そういうのを確認をしてるわけだから、この責任の所在はどうなるんですか。2回もこう、アグリフーズのこともありましたけれども、アグリフーズの新聞報道では係長の責任というて書いてあったんだけれども、係長の責任じゃないでしょう。チェックした人が上におるんだから。その人たちは今はどういう立場になられるとか分かりませんけれども、そういうことをちゃんとやってるんだから、やっぱり確認で判こを押した人はしっかりとその責任を果たすように意識改革をしていかなければ、こういう問題はたびたび起こる可能性があります。今市長が言われたように、見逃す可能性があるようなことも言わされましたけれども、それじやいけんのでしょう。可能性があっても、ゼロに近くしなければいけないんだから。そこらの引継ぎ書の意識を、部課長がしっかりと判こを押しとるんだったら、それについてはどういうふうに、

○石飛副議長

山本優議員さん。確認事項でしょうか。報告案件に対する。それとも追及なんでしょうか。

○山本（優）議員

追及じゃない。どういうふうに確認されるとんかいうこと。引継ぎ書の確認。

○猪掛企画振興部長

今回の引継ぎでございますが、これは政策企画課長が商工観光課の課長へ直接引き継いだものでございます。それをチェックするのは部長、我々の役目であると認識しております。

○児玉議員

今の関連なんですが、普通一般的に民間企業で言うと、例えば決裁権限、担当審査、承認とやっていきますよね。そういうものは業務分掌表に、この決裁は誰がしますよと、普通一般的には明記されてくるんですが、行政の場合というのはそこらまで業務分掌か業務分担か明確になってるんでしょうか。

○内藤総務課長

事務分掌につきまして決裁規程がございますので、それで定めてございます。

○石丸市長

先ほど山本議員が、私が見逃す可能性があると言ったと御指摘されたんですが、すいません。そのように誤解をさせてしまったんであればもう一度正確に言わせてください。手続きを作っても、目的意識がしっかりしてないと見逃してしまうと。なので目的意識から、要はこ

ここで言うとモニタリングですね。そこからしっかりとやっていくと、そういう覚悟であります。

(質疑なし)

【暫時休憩 16:54~16:55】※説明員入替

(8) 都市計画法に基づく手続きについて

○平野建設部長

報告に入ります前に、この場をお借りしまして、14日の一般質問の訂正をさせていただきたいと思います。一般質問の中で石飛議員から都市計画基礎調査のデータを持ち合わせているかとの御質問を頂き、私の答弁で、データについて整理できている状況にありませんとの答弁をさせていただきました。後程確認しましたところ、都市計画基礎調査は都市計画法第6条に規定される法定調査ということで、県が行うこととされており、一番新しい吉田都市計画の基礎調査は、広島県が平成27年を基準年として、平成29年度、30年度に調査を行い、平成30年12月に本市に調査結果を通知されていました。このため、答弁の修正をお願いいたします。なお、この答弁の修正につきましては、本会議におきましても、再度発言をさせていただく予定としております。大変申し訳ありませんでした。

○石丸市長

続けてのお詫びになってしまいます。先日、月曜日ですけれども、石飛議員から御質問を頂いた、それに対する答弁で少し触れたんですが、都市計画に関する基本的な方針、通称「マスタープラン」なんですが、その大元となります都市計画法、これに絡む法令違反というものが判明しています。続けてで大変恐縮なんですが、重ねてお詫び申し上げます。

この詳細なんですが、本日ペーパーがありませんので、私から口頭で説明をさせていただきます。まず、順番に整理が必要なんですが、都市計画法というものがあります。その中、第18条の2にもろもろが定めてあります、その中でマスタープランというものが出てきます。これを正確に解釈すると、マスタープランを定めないといけない。そして公表、県に通知しないといけないとあります。月曜日の答弁で私が申し上げたところなんですが、旧吉田町時代、平成7年に策定を試みてはありました。案まではできてるんですね。ただ、これも答弁の中で言ったところをもう1回繰り返すと、その後扱いがどうなったかが、調べても確認ができませんでした。県にも問い合わせたんですが、県に通知した事実が認められない。市役所の中においても同様です。ゆえに、ちょっと理解がしにくいんですが、途中まで作っておいて、完成させずにそのままになっていた可能性が極めて高い、そうだろう

と思われます。この影響といいますか、顛末の末のほうなんですけれども、このマスタープランに関連して本市は、吉田町時代からなんですかれども、3回ほど都市計画というものを動かしています。これに關して、ベースとなるマスタープランがないまま都市計画を動かしてゐるのですが、この都市計画が有効かどうかというのを、現在、県に問い合わせているところです。県からさらに国交省にも、今照会をかけていただいています。ですので、その回答があり次第、議会にはまた改めて御報告をさせていただく予定です。このマスタープランに關連して、この機会に御報告、御説明をさせていただきますと、石飛議員、よく御記憶かと思うんですが、6月の定例会でこの都市計画に関する基本的な方針、マスタープランというのを御質問されてらっしゃいます。事前通告にもその文言が載っています。ただ、その時には、この今のような状況確認には至りませんでした。その時の様子を職員に聞いたところ、担当部署においては、実質的にこのマスタープランというものがなくとも、総合計画、あるいは新市都市建設計画というもので運用ができると。要は実務的な話ですね。ですので、そちらでどうやっていくかという答弁を作っています。ですので、もうマスタープランというものが、問題意識に上らなかつたと聞いています。先ほどの山本優議員の御指摘ではないんですが、どう考へても責任は上にあります。当時の副市長、実務に長らく携わつてらっしゃった、精通されてた方なんですが、その方でもやはり指摘はなかつたと聞きました。これは、より責任が、当然市長に帰するわけなんですが、すなわち議会で、定例会で、議員から質問を事前通告で受けてて、マスタープランと、そして法律の第何条まで書いてあるんですね。という文言を見ながら、自身の答弁でそれに触れずに終わつていいものだと、当時の市長はされてた。すいません。その時の責任を追及する云々ではなく、今申し上げたのはさつきの話なんですが、何よりもトップの人間、上の人の責任が重いというのを改めて認識した次第です。その意味では、このマスタープランを改めて整備をしていくというのを先日お伝えしたところなんですが、まずはこのマスタープランのこの先、行く末ですね。それに関しては副市長、もちろん私、市長が責任を持って扱っていきます。そしてこれに限らず、ほかも、ほかがないのを願うんですが、あらゆるもの、あらゆる事業、施策に関して、当然ですが改めて責任を持ってチェックし、そして運用、運営していきたいと、していくと考えています。説明は以上になります。

(質疑なし)

【暫時休憩 17:04~17:06】※執行部退席

4. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○宍戸議長 市議会のうごきのとおり

(2) 委員長等報告

○各委員長 (報告あり)

○熊高議会運営委員長 この間、4回ほど議会運営委員会を開いておりますが、記載のとおりです。

○武岡総務文教常任委員会副委員長 (なし)

○大下産業厚生常任委員長 (なし)

○金行予算決算常任委員長 (なし)

○新田議会広報特別委員長

議会広報特別委員会では、現在、議会だより第68号の編纂に入ろうとしているところでございます。一般質問の原稿依頼は、会議録データ受領の関係で、来年1月5日に送付予定となっております。締切りは1月12日となり、タイトな状況で本当に皆様には御負担をかけます。会議録が早く受領できれば、締切り等なるべく早く出していただく可能性もございますので、できるだけ早く対応していきたいと思います。議員の皆様には、一般質問の原稿提出を含め、議会だよりの編集につきましては御協力いただきますよう、どうかよろしくお願ひいたします。

○秋田監査委員 12月23日に、初めての例月出納検査に行ってまいります。よろしくお願ひいたします。

○宍戸芸北広域環境施設組合議員 (なし)

○その他の会議 (なし)

(質疑なし)

(3) その他

○石飛副議長 議長報告の(3)その他に入ります。皆さんから次回取り上げられたい案件や協議の議題等について御意見がございましたらお伺いしたいと思います。何かございますでしょうか。

(なし)

5. 協議事項

(1) 各種審議会・協議会の委員等選任について

○森岡事務局長 それでは、お手元に1枚物で色付けしたものがございます。各種審議会・協議会等委員の一覧表ということでお示しをさせていただいております。色付けの部分については、また後程説明をいたします。名前が入っていないところについて、それぞれ選任をしていただく必要

があるところになります。特に色付けをしてあるところにつきましては、水色が総務文教常任委員会の関係、それからオレンジ色のところが産業厚生常任委員会に關係するところと。そういういたところで、ちょっとオレンジの部分が表裏を見ていただければわかりますが、多い状況になっております。先ほどの名前のところの空欄と言いましたけれども、括弧書きにつきましては前任者を示させているところでございます。今まで慣例で、充て職としてやらせていただいておりましたところにつきましては、そのままお願ひをできればと思っております。それから、今回重要なところが、オレンジ色の産業厚生常任委員会の関係。今までは委員長が充て職として入っておりましたけれども、委員長がすべてやるということになれば、またかなりの数になります。そういうことがありますので、また御協議をいただいて、選任をいただくようになると思います。よろしくお願ひします。

○佐々木事務局次長

表面から、総務部・企画振興部の所管から確認をいただきたいと思います。安芸高田市監査委員につきましては、本定例会で承認いただいておりますので、確定しております。続きまして、安芸高田市防災会議につきましては、今まで正副議長から出ていただいておりましたが、こちらはどのようにさせていただければよろしいでしょうか。

(「このままでよい」との声あり)

現状のままでよろしいでしょうか。

(はい)

続きまして、内陸部振興対策協議会につきましては、規約で議会議長となっておりますので、宍戸議長に入っていただくこととなります。

続きまして、市民部・福祉保健部所管につきまして、芸北広域環境施設組合につきましては、本会議で決定していただいておりますので、その名前を記載しております。

続きまして、吉田町人権啓発推進町民会議役員につきましては、芦田議員が前任者としてなっておられます。こちらにつきましては、吉田の議員の方から選出ということになりますので、吉田の議員の皆様で御協議いただきまして、事務局へ御連絡いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

続きまして、安芸高田市向原町人権対策協議会につきましては、若干名となっておりまして、平成30年の協議会において、向原町の議員2名の方に入っていただくことになっております。その関係で、先川議員、児玉議員と記載させていただいております。これでよろしいでしょうか。

(はい)

続きまして、国民健康保険運営協議会につきまして、これは産業厚生常任委員会の委員長ということになりますが、先ほど局長から説明がありましたとおり、委員長が入るところが多いので、こちらはちょっと飛ばさせていただきまして、次に

○大下議員

飛ばすというのは、何か考えがあるん。

○佐々木事務局次長

委員長さんに全部入っていただくと 11 個になりますが、よろしいでしょうか。

○大下議員

副委員長とちょっとそこら話をするけえ。

○佐々木事務局次長

芦田議員さんが、議会広報の関係でいろいろ会議が増えたりがありますので、その関係が。

○大下議員

誰も一緒にやけえ。そりやあ。そこらは話するけえ。

○佐々木事務局次長

含めて御協議いただけますか。

(はい)

続きまして、民生委員推薦会委員につきましては、これまで正副議長ということでおされておりますが。

(「それでよい」との声あり)

吉田総合病院運営協議会につきましても、先ほどと同じような形でよろしいでしょうか。

(はい)

では、そこから安芸高田市災害義援金配分委員会委員までは、産業厚生常任委員会の正副委員長さんで御協議いただくということでよろしいでしょうか。

(はい)

続きまして教育委員会の所管ですが、安芸高田市奨学金貸付審査会、こちらは総務文教常任委員会委員長の充て職ということで規約にありますので、よろしいでしょうか。

(はい)

続きまして安芸高田市いじめ問題対策協議会、こちらも今まで総務文教常任委員会委員長さんということで入っていただいておりましたが、同じ扱いでよろしいでしょうか。

(はい)

裏面にいきまして

(「これまでどおりでよい」との声あり)

では、江の川改修促進広島県期成同盟会から東広島高田道路整備促進期成同盟会につきましては、議長の充て職ということで宍戸議長になつていただきます。

続きまして吉田邑南線改築促進期成同盟会、こちらにつきましては、議長、産業厚生常任委員会委員長と沿線の町の議員の方で構成されて

おりますので、今記載しておる議員の方でよろしいでしょうか。

(はい)

続きまして、安芸高田市若者定住促進住宅管理審議会につきましては、産業建設常任委員会の正副委員長で御協議いただくという形でよろしいですか。

(はい)

続きまして、安芸高田市農業再生協議会委員と安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会委員につきましては、規約で委員長ということになっておりますので、委員長さんでお願いしたいと思います。

続きまして、安芸高田市空き家対策協議会委員につきましては、今まで石飛副議長と芦田議員さんになっていただいておりましたが、こちらをどのように取り扱いさせていただければよいでしょうか。

差し支えなかつたらやりたいんですが。

それでは、安芸高田市空き家対策協議会委員につきましては、南澤議員、芦田議員さんでよろしくお願ひいたします。

(南澤議員：議会推薦、芦田議員：産業厚生常任委員会選出)

農業委員会関係では安芸高田市小作料協議会委員がありますが、こちらも産業厚生常任委員会正副委員長の協議でよろしいでしょうか。

(「委員長でよいのではないか」との声あり)

それでは産業厚生常任委員会委員長ということでよろしいでしょうか。

(はい)

それでは大下議員さんでお願いいたします。

各種審議会・協議会委員等選出については以上となります。

ただ今の件について、皆さんから御意見はございますか。

(意見なし)

ないようですので、先ほどの説明のとおり進めさせていただきます。ということで、御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、各種審議会・協議会の委員等選任についての件を終わります。

(2) 前期議会からの申し送り事項について

○宍戸議長

それでは、前期議会の申し送り事項について、12月1日から新たな議会体制で議会運営を行っておりますが、前期議会から議会運営に関する課題及び対応等に関する申し送りを頂いております。先日議会運営委員会で、前期議会運営委員会からの申し送り事項が確認され、今

後の対応は、皆さんに意見を頂いた後に検討を進めることとされました。なお、申し送りの一部分は、臨時会、定例会の運営に向けて既に確認しており、重複質問の調整等についての対応を行っております。詳細につきましては、事務局が説明いたします。

○森岡事務局長

それでは、お手元に A4 の横でお示しをしておるものがありますので、それを御覧ください。1枚目が、前期議会運営委員会からの申し送り事項となっておるものでございます。前期の議会運営委員からは3点申し送りがございます。1点目。議会基本条例の検証についてです。申し送り事項ですが、「議会基本条例を意識し活動する機運の醸成に平素から取り組まなければならない。」「議員任期の中間時と満了時（2年に1回）は、検証により活動を振り返らなければならない。」ということでございます。点線の枠の中につきましては、成果と課題を載せております。まず、成果は「会議の公開」、それから「政務活動費の公開」ということでございます。課題につきましては、「議員間の自由闊達な討議及び合意形成」、「議会または委員会による政策提案」、「市民や市民団体をはじめ識見者等との意見交換機会の充実」、「議員の研修の充実」ということでございます。2点目。一般質問一問一答方式要領の見直しについてでございます。「「質問は資料を使用せず口頭で分かるように説明するべき」「YouTube 視聴者や傍聴者は資料が見られないで資料の配布等はやめるべきではないか。」といった意見は、次期議会の議会運営委員会に課題として申し送る。」としております。先日の議会運営委員会でも、このことについては確認をしております。事務局案を基に進めるということで、項目を提示をさせていただいております。点線の部分の囲みの中には、課題として資料の配布または提示について4点挙げております。検討事項の案については、一般質問一問一答方式要領の追加事項ということで、その中身について書かせていただいております。それから3つ目につきましては、委員会協議会の運営の明確化についてということで、申し送り事項として、「改選後の議会運営委員会で「委員会協議会申し合わせ事項（案）」を再度審議していただく。」ということになっております。ここで議会運営委員会の申し送り事項についての説明を終わります。次の部分については、質疑を受けてということで、また説明をさせていただきます。

○石飛副議長

ただいまの前期議会運営委員会からの申し送り事項について、質疑がございますでしょうか。

○芦田議員

一般質問の資料についてなんですが、私は時々資料を出させてもらってるんですけども、口頭で説明するより、写真を見てからのほうが分かりやすいものだと思った場合に、資料を使って質問をさせてもら

ってるんですけども、議運で比較のためのものならと書いてあるんですけども、議運で資料については事前にチェックをされますよね。それで、説明のプラスにならないという判断をされたら、活用を却下されてもそれは仕方ないと思うんですけども、資料を使うことで質問の内容がより分かりやすくなるなら、必ずしも比較でなくても使ってもいいんではないかと思うんですけども、そこら辺について。

○森岡事務局長

グラフ、それから図、表といった形で、いろいろぱっと見て、比べられるものについては必要ではないという判断があります。そういうことの御意見があれば、また議運の中で変えていかせていただきたいと思います。

○石飛副議長

ほかに質疑はありますか。

(なし)

ないようですので、次の事項に移りたいと思います。

前期議会からの申し送り事項について、事務局長より説明をするよう、よろしくお願ひします。

○森岡事務局長

それでは 2 枚目の前期議会からの申し送り事項ということで、説明をいたします。これは全員協議会での申し送り事項ということになります。10 月の 30 日にやりました全員協議会の中で、これを決定をいただいておるものをお載せておるものでございます。1 つは退屈しない議会の対応ということで決めていただいたことを載せております。(2) の①につきましては、既にこの時の定例会から確認をさせていただいておる事項でございます。読み上げればいいんですが、長くなりますが割愛させていただいて、報告とさせていただきます。裏面につきましては、2 つ目の桐鳴に対する議会の対応ということで、これも 10 月 30 日に開きました全員協議会において決定したものをそのまま載せております。一番下の 2 行、「この度の一件により、議員のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等に関する自己研鑽の必要性や、個々の議員が市長と日常的にコミュニケーションを図ることの必要性を感じている。」というところで、その下の破線になりますけれども、「人権感覚の醸成やハラスメントに対する認識、市民から疑惑を持たれるような行動のは正。」それから 2 つ目。「次期議会において、ハラスメント、人権及び法令順守等の研修を行う。」ということを確認をしております。それがその上の 2 行のアンダーラインを引いたところのものでございます。この破線の中で、研修につきましては、先日お話をさせていただいて、来年度の研修の中に含めていくということで既に回答しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何かこの件につきまして、御意見がありますでしょうか。

○石飛副議長

ハラスメント対応については、早ければ早いほどいいかなと思って

○新田議員

ます。民間事業では、前回も言いましたが、売り上げとハラスメントは同等ぐらい大切なものだと意識してますので、ここをしっかり研修すべきだと思いますが、皆さんはどうでしょう。

○森岡事務局長

○石飛副議長

○芦田議員

承っておきます。

ほかに御意見はありますでしょうか。

退屈しない議会の対応の①なんですが、一般質問で重複した質問は、同一会派における場合は禁止するというのは、これは同一会派がないんで、基本的にここは該当しないと思うんですが、②のところで、「議員間で質問項目が重複した場合は傍聴者に配慮し」となってますけれども、これが議員間で確認調整を行うというのは、なかなか難しいと思うんですよね。以前、私は先川議長がやられたときに、同じ質問になつたるけえ、こりやちょっとあんた調整して、こっちの質問は下げるか、変えてもらえんですかねというようなことを2回ぐらい調整してもらったことがあるんですけども、議長とか事務局で調整してもらうんだったらしいんですけども、議員同士の調整というのは非常にちょっと難しいと思うんですよね。議員同士で話し合うというのは。それからむしろ先に提出したほうを優先するとか、そういうふうに決めてないと議員同士の調整というのは非常に難しいような。この間市長が言われたのは、同じような質問は何とかという話も出てましたけども、確かにそれはやるべき必要があるとは思いますけども、そこはどうなんでしょうか。私は、ぜひ議長なり事務局で、事務局長さんとかがこういう調整をしてもらった方がいいと思うんですが、どうでしょう。

○森岡事務局長

御意見として伺っておきます。ただ、今回、一問一答方式要領も重複の関係で直しておりますので、そのことも含めながら協議をさせていきたいと思います。今回、定例会の一般質問にそういった効果が出てるのかどうかは分かりませんが、自発的にそういったこともやっておられましたので、そういった形もとれるかもしれません。

○石飛副議長

○熊高議員

ほかに何か御意見がございますでしょうか。

一般質問に關係して、先般の市長の登壇の件、試行的にやったわけですよね。この整理はどういうふうにするのか、一応確認だけはしどってほしいと思います。

○石飛副議長

その前に、前期議会からの申し送り事項についてを締めさせていただきますが、この件に関しまして御意見がございますでしょうか。

○南澤議員

桐喝のところなんすけれども、このコメントの6行目に、「上記のように威圧的な発言はなかったことを全議員が確認した。」と書いてあるんですけども、これは私たち新人はおらんかったんで、何があつてこういうことになってるのか、事実がよく分からなくなつてしま

す。市長がツイッターで上げたことがあったのか、なかったのか。ここでちょっと分かりにくいのが、「威圧的と感じる発言はなかった」と書いてあるんですけども、威圧的は除いて上記のような発言、「議会の批判するな」とか、「選挙前に騒ぐな」、「敵に回すなら政策に反対するぞ」というような発言が、あったかなかったか、ちょっと教えてほしいんですけども。

【暫時休憩 17:41~17:45】

○石飛副議長 前期議会からの申し送り事項についての協議事項を終わらせていただきます。

6. その他

○石飛副議長 その他の項に入りますが、熊高議員と南澤議員から発言等、話があると思いますが、先に南澤議員さんからお願ひしたいと思います。

○南澤議員 先ほどちょっとお話ししかけたんですけども、議会に提出してもらるべき決算書のチェックリスト、そういうのを我々が確認しなければいけないチェックリストを示していただきたいなと思います。

○石飛副議長 今の議会に対する要望に、事務局からお答ができますでしょうか。

○森岡事務局長 1年分でまとめてチェックをする一覧表というのは、作成は可能ですか。

○南澤議員 お願いします。

○石飛副議長 南澤議員さんの提案に、皆様、質疑がございますでしょうか。

(なし)

○石飛副議長 賛同されますでしょうか。

(異議なし)

○石飛副議長 異議なしということで、事務局に作成の要望をお願いしておきます。

○石飛副議長 次に、ほかに何かその他の項で、御意見ございますでしょうか。

○熊高議員 さっき言いかけたのは、一問一答の見直しが関係するんで、あそこで言ったんですけども、これは見直しの申し送り事項なんで、一旦切るということの副議長の配慮でしょうから、新たに、この間の市長の登壇のこと、試験的にやったということの検証をどういうふうにするのかというのを全体で確認していただきたいと思います。

○石飛副議長 今、熊高議員のは、前期の議会運営委員会からの申し送りじゃなくて、このたびの本会議の一般質問の話ですよね。この協議をということですが。

○森岡事務局長 検証ということでございますが、会議の効率化というところの検証ということだろうと思います。今回の市長答弁の回数は全てカウント

しておりますので、立って、礼をして、登壇して、終わったらまた礼をしてまた自席へ帰ると。その時間について、カウントしておるものと比較をしてどのぐらいの効果があったかというところの検証は可能だと思います。これは、数字は出させていただきます。

○熊高議員

だから、それをどこで検証するのかということ。議長がそれ受けてやられたわけだから、議長が今後どうするのかということを聞いておる。検証すると言って受けられたんだから、そのまま放つとかれんでしょうということです。

○宍戸議長

これは大変大事なことなんで、まず、議運で調整していただいて、全議員さんで意見交換などをしながら、今後へ向けての対応を検討させていただきたいと思います。

○熊高議員

議長が、今後そういうふうに手配されるんでしょうから。もう1点、別件でいいですか。今日は当然結論が出ないんですけども、以前からペーパーレスのことがいろいろ出てますよね。タブレットの活用、そういったことをどこかで検討を始めないといけないと思うんですけども、そのことを今日は提案をしありますので、まずは検討課題にしていただきたいということをお願いしあります。

○石飛副議長

提案を承ったということでよろしいでしょうか。

○熊高議員

ええ。置いとかんようにしてください。

○山本（数）議員

南澤議員が、決算書の一覧表の作成についてというのを言われたんですが、地方自治法に基づいて議会へ提出したのを受け取ったままでええんかのというところが、どうかのと思うんですが。ここらをどうするかという議員間での話をしたほうがいいんじゃないと思うんですが。申し入れです。地方自治法に基づいて、市が関与しとる団体が決算書を提出するようになつりますよね。地方自治法の243条の3の第2項ですね。それに基づいて議会に出していく一覧表は、南澤議員ができますかという質疑をしたら、それは作ろうと言うてくれちゃったんで、それに基づいてどんどん出してこようと思うんですよ。議会へ。そしたらそれを全部見たのを、「はい、そうですか。」と言って受けるばっかりが今の状態じゃろうと思うんですよ。出してきたものをどう処理するかということも議会内で議論をしとかにやいけんのんじやないかと思うんですよ。行政の中の予算は、法律で決算書を議会に提出せにやいけんというて書いてあるんじやけえ、それは予算決算常任委員会で審議しますけれどもね。普段のものについては提出しなければならないと提出してくるんじやが、単なる見積もつとるだけでええんかのというのが非常にあるんで、そこは協議できるんなら、協議してもらえばのと思うんです。書類についてね。

○石飛副議長

執行部より提出された決算書は、皆さん、十分モニタリング、今日

言わされたような、市長のようにモニタリングをされてると思います。日々の議員の活動の中で、しっかりと提出されたものは読み解いて、怪しいとか意見を述べたいとかいうことがあれば、しっかりと委員会を利用するなり、当人の一般質問で執行部を正していただきたいということでおろしいでしょうか。

(はい)

ということで、しっかりと山本数博議員も、出た資料は有効に活用いただきますように、よろしくお願ひいたします。

○児玉議員

今日の最後に市長から追加があった分を、一応断ったわけですね。もうこれ蒸し返さんように。もう、その時点で終わったということなんで、ぜひお願ひしたいと。

○石飛副議長

その他の項を終わらせていただきてもよろしいでしょうか。

(はい)

ここで事務局から諸連絡があるようですので、報告を求めます。

○森岡事務局長

先日もお話をさせていただきましたけれども、年末年始の議会の行動についてですが、執行部は、年末年始は長期に休みを取ることを推奨しようと。働き方改革で。ですから12月28日の市長訓示もありません。1月4日の職員の新年互例会もありません。ということで、この間話をさせていただきました。その事例を受けて、議会としてはどうしましょうかというところの御相談でございます。大体12月の28日には、9時から大掃除をしていただいておったという経緯があります。それから1月の4日については、議会の新年互例会をやっていただいて、それから執行部と議会との互例会のほうへのぞいていただいておったという経緯がございます。今年末と来年明けにつきましては、どうさせていただければよろしいでしょうかという相談をさせていただきたいと思います。

○児玉議員

議会の掃除だけして、あとは執行部にあわせればいいんじゃないですか。

○石飛副議長

そのほかに御意見はございますでしょうか。

○森岡事務局長

先ほど御意見があったことをまとめさせていただきます。12月の28日は9時から大掃除をしていただく。終わり次第流れ解散という形。1月の4日につきましては、互例会はなしということでよろしいでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○石飛副議長

そのようにさせていただきますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○田邊議員

異議はないんですけども、大掃除はスーツを着てこなくてもいいんですか。

(「問題ない」との声あり)

○佐々木事務局次長

すいません。もうしばらくお付き合いください。1点報告があります。12月26日、消防団の年末夜警団長巡視ということがありました。コロナ禍のため、団長巡視がなくなりました。また、夜警の巡回も9時から1回巡回ということで、各方面隊がなる見込みとなっておりますので、皆様、知っておいていただければと思います。それともう1点、団体定期保険の加入のことなんですが、議員の皆さんに一括加入をしていただく保険として、全国市議会議長会の団体定期保険がありますが、こちらは原則議会全員で加入いただく保険となっておりまして、一応今年の4月の全員協議会で御了承いただき、互助会費より保険料を支出して加入の手続きをしております。この保険へ、改選により4名の議員の方を改めて加入の手続きをさせていただきたいと思います。互助会の会費より掛金を支出しまして、加入の手続きをさせていただきたいんですが、同じように手続きをさせていただいてよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

○石飛副議長

ただいまの事務局の説明に不明な点がございますか。

(なし)

ないようですので、以上で連絡事項を終了いたします。

7. 議員間討議事項について (案件なし)

8. 閉会【18:01】